

広島県後期高齢者医療広域連合告示第11号

次のとおり公募型プロポーザルに付すこととしたので公告する。

令和8年4月15日

広島県後期高齢者医療広域連合長 平谷 祐宏

1 業務内容

- (1) 業務名
広島県後期高齢者医療広域連合業務改善支援業務
- (2) 業務の仕様等
広島県後期高齢者医療広域連合業務改善支援業務仕様書（別紙等含む。以下「仕様書」という。）による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から令和8年12月25日まで
- (4) 履行場所
仕様書による。
- (5) 契約上限金額
8,168千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 公募型プロポーザル参加資格

次の各号に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 令和6年度広島県告示第607号（令和7年から令和9年までの間に県が行う物品及び役務調達するための競争入札に参加する者に必要な資格等）において、「61その他」の「61Kコンサルティングサービス」の資格を認定されているものであること。
- (3) 本件の公告日から契約締結日までの間のいずれの日においても、広島県の指名除外等の措置を受けていない、かつ、広島県の低入札価格調査制度事務処理要領第11項に定める他入札への参加禁止措置の対象となっていないこと。
- (4) 本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う可能性があることから、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、個人情報を適正に取り扱う体制を有していること。
- (5) 本業務の実施に当たり、業務上知り得た情報（個人情報を含む。）について適切に管理するため、情報セキュリティに関する社内規定等を整備し、十分な管理体制を有していること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
ただし、再生手続開始の決定を受けた者については、再生計画の認可決定が確定している場合は、この限りでない。
- (7) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等に該当しないこと。
また、法人にあっては、その役員等（代表者、役員又はこれらに準ずる者）が、同条例に規定する暴力団員等に該当しないこと。

3 公募型プロポーザル手続等

- (1) 公募型プロポーザル実施要領及び仕様書等の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階
広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付第一係

電話：082-502-3050

FAX：082-502-7844

イ 交付期間

本件公告日から令和8年4月24日（金）（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時までの間随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る、もしくは電子メールにより交付する。

なお、電子メールによる交付を希望する場合は、電子メール本文に次の事項を記載し、次のメールアドレスへ送信するとともに、その旨を上記アの連絡先へ電話で連絡すること。

(ア) 請求者氏名（法人の場合は法人名及び担当者名）

(イ) 住所（法人の場合は所在地）

(ウ) 電話番号

請求先メールアドレス：densen@kouiki-hiroshima.jp

(2) 公募型プロポーザル参加資格の確認

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「広島県後期高齢者医療広域連合業務改善支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に明記されている公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び必要な添付書類を提出し、公募型プロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

確認の結果、公募型プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、公募型プロポーザルに参加することができる。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期限

令和8年4月24日（金）午後4時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、特定記録郵便、または法に準拠した民間信書便）。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場合は、上記イの期限までに必着することとする。

エ 公募型プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和8年4月28日（火）までに郵送及び電子メールで通知する。

(3) 公募型プロポーザル企画提案書の提出期間及び提出方法等

実施要領に明記されている企画提案書提出届及び必要な添付書類（以下「提案書等」という。）を提出すること。

ア 提出先

上記(1)アの場所

イ 提出期間

令和8年5月14日（木）午前9時から同年5月28日（木）午後4時必着

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便、特定記録郵便、または法に準拠した民間信書便）。

ただし、持参の場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く、午前9時から午後4時までに提出することとし、郵送等による場

合は、上記イの期限までに必着することとする。

4 契約候補者の決定

(1) 選定方法

企画提案書等の内容、企画提案書等に係るプレゼンテーションの実施内容を基に、広島県後期高齢者医療広域連合業務改善支援業務に係る公募型プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）が審査し、評価基準に定める要件を満たし、かつ、評価得点が最も高い者を契約候補者とし、次点の者を次点者として選定する。

(2) 企画提案書等に係るプレゼンテーションの実施

令和8年6月3日（水）

（開始時間等の詳細については、別途通知する。また、令和8年6月4日（木）を予備日とし、参加事業者が多数の場合は2日間に分けて実施する。）

(3) 選定結果の通知

令和8年6月10日（水）までに、企画提案書等提出者全員に文書で通知する。

5 その他

(1) 本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者に求められる義務

本件公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、広域連合から公募型プロポーザル参加資格確認申請書等について説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(3) 契約保証金

必要（契約金額の100分の10〔契約金額が1,000万円を超える部分については100分の7〕以上）。ただし、財務規則第101条第2項に該当する場合は契約保証金の一部を減額又は全部を免除する。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) その他

ア 事故又は不正な行為等本件公募型プロポーザルの実施に重大な支障があると選定委員会が認めるときは、当該公募型プロポーザルを中止又は実施スケジュールを変更することがある。
イ 公募型プロポーザルの実施に係る詳細については、「実施要領」等による。

6 問合せ先

〒730-8626

広島県広島市中区東白島町19番49号 国保会館5階

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課 医療給付第一係

電話：082-502-3050

FAX：082-502-7844

電子メール：densan@kouiki-hiroshima.jp